

ドイツの環境訴訟における 司法審査の密度

ヴェルナー・ヘールマン

International Symposium
March 30 - 31, 2013, Awaji Island,
Japan

I. 序論

- 司法アクセスの実効性
アクセス *yes* – サクセス *no*?
- 司法コントロールは制限される？
 - 手続的合法性に？
 - 明白な瑕疵に？
- (広い)裁量が付与される？
 - 行政に？
 - 裁判所に？

International Symposium March
30 - 31, 2013, Awaji Island,
Japan

2

II. 裁量権

1. ドイツ語の専門用語

- 裁量の条件= 法的 **帰結** に関して
拘束的な基準が存在しない
- 様々な解決策が適法でありうる
(1つの義務へと収縮するのでない限り)
- 裁量 ≠ 解釈の余地

International Symposium March
30 - 31, 2013, Awaji Island, Japan

3

2. 行政裁量の制限

ドイツ行政裁判所法 第114条

「行政庁が裁量を付与されている場合には、裁判所は、行政行為または行政行為の拒否または不作為が、裁量の法律上の限界を逾越しているか、または授權の目的に適合しない態様で裁量が行使されたとの理由で違法であるか否かも審査するものとする…」

3. 司法の自由裁量？

- 三権分立
- 裁判官は法律にのみ従う

International Symposium March
30 - 31, 2013, Awaji Island, Japan

4

4. 行政裁量の分野

• 環境問題における法律の適用

- 概論
憲法による立法上の制限
- ライセンス付与: 拘束的規範
- 命令: 標準的な裁量の領域
- 計画
 - 広い戦略的裁量, しかし
 - 利益の衡平な均衡が求められる

International Symposium March 30 -
31, 2013, Awaji Island, Japan

5

III. 不確定法概念の解釈

- 原則上、行政に解釈の余地はない (= 裁判所による完全な審査)

➢ 基本法 第19条(4)

「何人も公権力により権利を侵害されたときは、
出訴することができる…」

- 連邦憲法裁判所の判例:
効果的な救済が保障される

International Symposium March
30 - 31, 2013, Awaji Island, Japan

6

IV. 裁判官の権限

解釈の最終審
制定法の規定が

- 裁量または
- 評価の余地を
行政に付与しているかを決定するのは、
裁判官

V. 環境事件における司法審査

- 大規模プロジェクトに焦点
- イミッションの評価
多くの法規命令や行政規則により規定されている
- 自然保護法
 - 科学にもとづき、一般に認知されるルールが殆どない
 - 多くの不確定法概念
 - 連邦行政裁判所の判例:
行政庁に解釈の余地なし
- 「予測特権」("Prognosis privilege")
法学上により特定の分野で認められる



「西バイパス・ハレ」

連邦行政裁判所の2007年1月17日判決により封鎖される。

VI. 結語

- 保護規範説による制限, しかし
司法審査の高い密度
- EU法および欧州司法裁判所の判例の影響
(広範なアクセスに向けて) →
- 新たな国内法の流れ
(密度を下げた司法審査へ) ←



以上で、セッション
終了です！